

## 国立大学法人大分大学外国人研究員規程

平成16年4月1日制定  
平成16年規程第49号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第15条の規定により、外国人研究員に関し必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第1条の2 この規程において外国人研究員とは、法人規則第4条第2項第13号に規定する外国人研究員をいう。

### (定義)

第2条 外国人研究員とは、我が国における学術研究の推進を図るため、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の研究施設等において共同研究等に参画させることを目的として法人が招へいし、研究員として雇用する外国人をいう。

### (給与)

第3条 外国人研究員の給与は、本給及び諸手当とし、次の各号に掲げるとおり支給する。

- (1) 本給は、別表第1によるものとし、その雇用期間の算定に当たっては、会計年度を超えた期間を通算する。
- (2) 通勤手当は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）に準じて支給する。
- 2 外国人研究員に係る号給は、別表第2の号級格付基準表により給与規程に準じて算定し、決定する。
- 3 自己の病気により引き続き90日を超えて勤務しないときは、90日を超えた日以後の本給は半減した額を支給する。

### (服務等)

第4条 勤務時間その他服務に関すること及び休日、休暇等の取扱いについては、法人の大学教員の例に準ずるものとする。

### (労働契約の期間等)

第5条 外国人研究員の労働契約の期間については、非常勤職員の労働契約の期間の例に準ずるものとする。

- 2 労働契約の期間内において、一方の都合により労働契約を解約することができる。この場合において、解約しようとする一方から少なくとも30日前にその旨を他の一方に通知するものでなければ、この解約の効力は生じないものとする。
- 3 自己の病気により引き続き180日を超えて勤務しないときは、学長は労働契約を解約することができる。
- 4 労働契約は日本語及び当該外国人が契約内容を理解できる外国語の契約書で締結するものとする。ただし、当該外国人が日本語で契約内容を十分理解できる場合は日本語の契約書のみとすることができる。

### (住居)

第6条 学長は、外国人研究員に対し、労働契約の期間中、調度、電気、ガス、水道等が設備された住居を提供し、その住居の使用料を徴収する。

- 2 前項による外国人研究員の居住に係る電気、ガス及び水道の使用料金については、原則として本人負担とする。

### (赴任旅費及び帰国旅費)

第7条 外国人研究員に対し，赴任又は帰国に当たり，赴任旅費及び帰国旅費を支給する。

2 前項の帰国旅費は，原則として，外国人研究員が引き続き2年以上勤務し，かつ，契約期間が満了した場合であって，期間満了後3月以内に本邦を出発するときに支給するものとする。

(招へい手続等)

第8条 外国人研究員の雇用に当たり，招へい状を学長名で発するものとし，その招へい状において，学部又は学科，招へい期間，給与額，住居，赴任及び帰国旅費等招へいの条件を詳示するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか，外国人研究員に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に現に在職する外国人教師の期間の更新は，第6条第2項の規定にかかわらず，法人の大学教員の定年までとする。

3 外国人教師及び外国人研究員に関する制度について変更の必要がある場合には，その都度協議するものとする。

4 外国人教師に係る勤勉手当及び通勤手当並びに外国人研究員に係る通勤手当については，給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第45号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則（平成21年規程第55号）

1 この規程は，平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学外国人教師及び外国人研究員の給与及び雇用の手続等に関する申合せ（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人大分大学外国人教師退職手当支給要項（平成16年4月1日制定）は，廃止する。

附 則（平成25年規程第14号）

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第77号）

この規程は，平成25年12月25日から施行する。

附 則（平成26年規程第49号）

(施行期日)

1 この規程は，平成27年1月1日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学外国人教師及び外国人研究員に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は，平成26年4月1日から適用する。ただし，新規程第3条第1項第1号のイに規定する勤勉手当については，同年12月1日から適用する。

(差額の支給)

2 平成27年1月1日に在職する外国人教師及び外国人研究員で，新規程の適用により，改正前の国立大学法人大分大学外国人教師及び外国人研究員に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成27年規程第72号）

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は，平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第10号）  
この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和4年規程第6号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

外国人研究員の本給表（第3条関係）

雇用期間	号 給 及 び 本 給 月 額						
	1	2	3	4	5	6	7
6 月 以 上	円 377,000	円 429,000	円 479,000	円 524,000	円 567,000	円 611,000	円 644,000
6 月 未 満	円 330,000	円 375,000	円 419,000	円 458,000	円 496,000	円 534,000	円 563,000

別表第2

号給格付基準表（第3条関係）

号 給	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～ 2年未満	0年以上～ 5年未満
2	2年以上～ 7年未満	5年以上～ 10年未満
3	7年以上～ 12年未満	10年以上～ 15年未満
4	12年以上～ 19年未満	15年以上～ 22年未満
5	19年以上～ 26年未満	22年以上～ 29年未満
6	26年以上～ 32年未満	29年以上～ 35年未満
7	32年以上～	35年以上～